譲渡性預金

2025年1月1日現在適用中

1. 商品名	• 譲渡性預金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. お預け入れ期間	・2年以内の満期日指定型
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括お預け入れいただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・預入時の利率を満期日まで適用します。 (利率については窓口にお問い合わせ下さい) ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 預入期間2年のものは、預入日の1年後の応当日に約定利率で算出した中間払利 息をお支払いいたします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ・個人の方の場合、お利息は「利子所得」として原則課税されます。 (2037年12月31日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律20.315% の源泉分離課税となります。預入期間2年のものは、中間利払時にも課税されます
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	・自動継続のお取扱はできません。・マル優のご利用はできません。
9. 中途解約時の 取扱い	・中途解約はできません。
10. その他参考と なる事項	 ・譲渡通知書で銀行に通知すると同時に当該預金証書を提出することにより、第三者に譲渡することができます。 ・預金の譲渡は利息とともにのみ行なうことができ、元利金の一部の譲渡はできません。 ・満期日以後は、お利息はつきません。 ・この預金は預金保険の対象ではありません。

| 全国銀行協会 | 当行が契約している指定紛争解決機関 | 連絡先 全国銀行協会相談室 | 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772